

第 12 回 安全保障

平和主義については、「憲法 A (人権)」の講義で、日本国憲法の基本原理の 1 つとして解説しましたが、今回は、安全保障の問題をより詳しく検討します。通説・政府見解によれば、9 条 1 項により自衛戦争は許容されているが、2 項により自衛のためといえども戦力は持ちえないので、戦力以外の方法で自衛戦争を行うほかありません。では、どのようにすれば、わが国の平和が守られるのでしょうか。現実的な視点から考えてみましょう。

1. 自衛権の概念

- ・ 自衛権とは、外国からの急迫または現実の違法な侵害に対して、自国を防衛するために必要な一定の実力を行使する権利である。
- ・ 自衛権は、国際慣習法上、独立国家である以上は当然に有する権利である (国際連合憲章 51 条参照)。日本国憲法は自衛権を放棄したものではない (砂川事件最高裁判決 (最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁))。
- ・ 自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を集団的自衛権といい、わが国が、国際法上、これを有していることは当然であるが、憲法上、これを行使することは許されないとするのが、従来の政府見解であった。
- ・ わが国が武力行使をする要件として、(i) わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、(ii) これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、(iii) 必要最小限度の実力の行使にとどまること、という 3 要件が必要である (2014 年 7 月 1 日の閣議決定)。

2. 戦力の不保持と交戦権の否認

- ・ 9 条 2 項で保持が禁止される「戦力」とは、軍隊及び有事の際にそれに転化しうる程度の実力部隊を指すという見解や、近代戦争を有効に遂行しうる程度の装備・編成を備えた人的・物的組織体を指すという見解などがある。
- ・ 政府によれば、自衛隊は、9 条 2 項で保持が禁止される「戦力」に至らない自衛のための必要最小限度の実力を保持するものである。
- ・ 9 条 2 項が否認する「交戦権」とは、単に交戦する権利を指すという見解や、交戦状態に入った場合に交戦国に国際法上認められる権利を指すという見解などがある。

3. 平和的生存権

- ・ 前文2項の文言を根拠に、平和を享受する権利を新しい人権として認めるべきであるとの主張もあるが、そもそも前文は裁判規範ではなく、また、平和的生存権の主体・内容・性質などが不明確であるので、これに具体的な法的権利性を認めることはできない。

4. 日米安全保障体制

- ・ 日米安全保障条約は、わが国への武力攻撃があった場合、日米両国が共同対処を行うこと(5条)や、わが国の安全または極東における国際の平和と安全のため、わが国における施設・区域の使用を米軍に認めること(6条)などを規定する。
- ・ わが国に駐留する米軍は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に該当しない(砂川事件最高裁判決)。

5. わが国の国際貢献

- ・ 自衛隊の海外出動に関しては、戦闘・武力行使を任務としている国連軍(国際連合憲章43条)には参加できないが、国際平和協力法に基づき国際平和維持活動には参加できる。
- ・ 国際平和協力法は、わが国の国際平和協力として、(1)国際連合平和維持活動への協力、(2)国際連携平和安全活動への協力、(3)人道的な国際救援活動への協力、(4)国際的な選挙監視活動への協力の4つを掲げるとともに、いわゆる参加5原則に従って活動を行うべきことを定めている。

今回の講義の復習として、教科書の16.1.1~16.2.3(356-375頁)を読んでおきましょう。

次回とその次の回で扱うのが、この講義の最後のトピックです。これまでの講義のまとめに代えて、わが国の憲法は、どのように生成され、これまでどのように発展し、そして、これからどのように展開していくのかについて、考えてみることにしましょう。

Q12 憲法第9条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 憲法第9条は、我が国が主権国として持つ固有の自衛権を否定するものではない。憲法前文の趣旨からして、憲法第9条は、国際連合のような国際機関にばかりでなく、他国に安全保障を求めることを禁じるものではない。

イ. 憲法第9条第2項にいう「戦力」とは、我が国がその主体となって指揮権、管理権を行使し得る戦力をいう。我が国に駐留する外国の軍隊がここにいう戦力に該当するか否かの判断は、裁判所の司法審査権の範囲外である。

ウ. 憲法第9条は国の基本的な法秩序を示した規定であるから、憲法より下位の法形式による全ての法規の解釈適用に当たって、その指導原理となり得るものであることはいうまでもないが、私法上の行為の効力を直接規律するものではない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

(2011年司法試験予備試験短答式試験)